

令和4年（行ウ）第36号 未払賃金等請求事件

原告 飯島章太

被告 千葉県

意見陳述書

令和5年5月24日

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 米山和希

本意見陳述では、特に被告が否定している安全配慮義務違反の有無に関して原告第一準備書面の主張の概要を述べます。

1 原告が配慮を求めなかったから、被告には安全配慮義務がないとの主張

被告は第1準備書面において、原告が被告に対して配慮を求めなかったのであるから、被告には安全配慮義務の履行として具体的に行うべきものはなかったと主張しています。

しかし、このような主張こそ被告が安全配慮義務を履行しようとしなかったことの証左ではないでしょうか。

児童相談所での仕事はやりがいがある一方、センシティブな問題を取り扱うことからストレスフルな仕事でもあります。そうであれば、原告からうつ病を患ったことがあることを聞かされていた以上、原告に業務上の配慮をしようとするのが自然な発想ではないでしょうか。

ましてや、当時原告は入所したての新人です。職場に迷惑をかけまいと遠慮するのは当然です。また、新人は自分がどの程度仕事をこなせるかも分からぬので、配慮が必要か否かの自己判断は困難です。そうであれば、県としてはなおさ

ら原告への業務上の配慮をすべきだったのではないかでしょうか。

そもそも、言われなければ配慮の必要性がないという主張も、極めて乱暴なものです。そのような主張がまかり通るのであれば、多くの労働者は使用者に対し、直ちに体調の不良を訴えることができないのでから、安全配慮義務違反が認められるような事例はほぼ無いに等しいことになります。

2 就労環境についての主張

(1) 被告は、夜間勤務時に職員の寝る場所が子どもたちの自室前の廊下であったこと、夜間勤務時の休憩時間に子どもたちの様子を見るという勤務が発生することについて、児童相談所での業務の性質上やむを得ないと主張しています。

しかし、そもそも、県が適切な人員確保、人員配置等を行っていれば、児童相談所職員が廊下で寝たり、休憩時間中に業務を行う必要はないのです。

被告の主張は、人員確保や人員配置の面での被告自身の至らなさを児童相談所の業務の性質に転嫁するものです。

業務の性質上やむを得ないと諦めるのではなく、今後の児童相談所の就労環境改善のため、本件を契機として、適切な人員確保、人員配置に取り組んで欲しいというのが、原告の切なる願いです。

(2) また、被告は、原告が個々の子どもの特性を把握する余裕がなかったことについては、職員の交替時に引き継ぎを行っていたことを、子どもたちから暴言や暴力を受けることについては、児童の性格等もあり、指導だけでは止めることができないから被告に責任はない、旨を主張しています。

しかし、実際の引き継ぎ時間は朝 8 時 40 分から 9 時までの間のわずか 20 分であり、子どもが 40 人いれば子ども一人の引き継ぎ時間は 30 秒も取れない状況でした。子ども一人 30 秒の引き継ぎを根拠に、「個々の子どもに応じた対応ができるようになっていた」という被告の主張にはそもそも無理

があります。

子どもからの暴言・暴力については責任がないとする点も、何の対応策も検討することなく現場での事故についての責任を放棄していると言わざるを得ません。このような主張の節々からも、職員の健康や安全を軽視している姿勢がうかがわれます。

3 最後に

本件は、単なる一企業の労働問題ではなく、市民の生活を預かる自治体の問題です。とりわけ、千葉県は都道府県別 GDP 全国 7 位（2022 年）の全国的にも規模の大きな自治体であり、事業者や他の地方自治体の模範となるべき存在といえます。

そのような千葉県が、上記のとおり、職員の健康、安全を軽視した主張を堂々と展開していることについては、本当に残念であるとしか言いようがありません。

被告には、本件で自身の問題点から目を背けるのではなく、今後の児童相談所、ひいては自治体全体の就労環境改善のため、原告の主張に真摯に向き合っていただきたいと思います。

以上